

名 称	品質管理等に係る試験依頼取扱規程		制定日 2008 (H20). 5. 1
規程番号	G-②-04	旧文書番号	改定日 2018. 10. 1

(適 用)

第1条 公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）は、次の各号に掲げる事項に該当する防災性能試験等を依頼されたときは、この規程の定めるところにより行うことができるものとする。

- (1) 防災表示者から防災物品の製造、防災処理又は輸入販売に係る品質管理のために依頼される防災性能試験
- (2) 防災表示者又は防災表示者として消防庁長官に登録しようとする者から防災物品を製造、防災処理、輸入販売又は開発するために依頼される予備的な防災性能試験
- (3) 防災表示者から使用中又は市販中等の防災物品の防災性能を確認するために依頼される防災性能試験
- (4) 防災防火対象物において暫定的又は期限限定により使用する防災対象物品に係る防災性能を有することについて、依頼される防災性能試験
- (5) 防災物品を使用している者又は使用しようとする者から当該防災物品の防災性能を確認するために依頼される防災性能試験
- (6) 防災製品の認定を受けた者から防災製品の製造又は輸入に係る品質管理のために依頼される防災性能試験等
- (7) 防災製品の認定を受けた者又は防災製品の認定を受けようとする者から防災製品を製造、輸入又は開発するために依頼される予備的な防災性能試験等
- (8) 防火対象物において暫定的又は期限限定により使用する防災製品に係る防災性能を有することについて、依頼される防災性能試験等
- (9) 防災製品の認定を受けた者から使用中又は市販中等の防災製品の防災性能を確認するために依頼される防災性能試験等
- (10) 防災製品を使用又は使用しようとする者から当該防災製品の防災性能を確認するために依頼される防災性能試験等
- (11) 防災薬剤の製造又は製造に係る品質管理のために依頼される防災性能試験
- (12) 前各号により依頼される防災性能試験のほか、理事長が特に必要と認める防災性能試験等
- (13) ポリエステルを二次加工しようとする防災処理業者から、防災二次加工識別番号の記録のために依頼される防災性能試験

(試験依頼の手続き)

第2条 防災物品に係る前条第1号から第5号までに規定する試験又は防災薬剤に係る前条

- 第11号に規定する試験を依頼しようとする者は、品質管理に係る試験依頼取扱規程<防災物品・防災薬剤関係>の別記様式第1から別記様式第4までのいずれかの様式による試験依頼書に、別記様式第5の防災薬剤成分表及び別紙1に定める試料を添えて、協会に提出しなければならない。
- 2 防災製品に係る前条第6号から第10号までに規定する試験を依頼しようとする者は、本規定の別記様式第10から別記様式第13まで及び別記様式第21の防災製品の品質管理等に係る試験依頼書に、別記様式第5の防災薬剤成分表及び別紙2に定める試料を添えて、協会に提出しなければならない。
- 3 前2項に該当しないものに係る前条第12号に規定する試験を依頼しようとする者は、本規定の別記様式第14の品質管理等に係る試験依頼書に、別記様式第5の防災薬剤成分表及び別紙2に定める試料に準じた必要な試料を添えて協会に提出しなければならない。
- 4 前条第12号に規定する理事長が特に必要と認める防災性能試験等は、緊急に実施する必要がある、かつ防火安全上必要であると認められるものとする。この場合において当該防災性能試験等を依頼しようとする者は、本規定の別記様式第20による確約書（協会の発行する試験結果表、その複写物及び記載内容（以下「試験結果」という。）について、試験依頼品又は同等商品の販売目的のために、試験結果を公表しないことを約した書類）を添えて、前項の依頼を行わなければならない。
- 5 協会が発行する前条第12号の防災性能試験等に係る試験結果については、依頼しようとする者及びその関係者が学術論文等に公表する等の目的のために、予定稿等を添えて公表の許可を求め、認められた場合には、前項の規定にかかわらず公表することができる。
- 6 二次加工に係る前条第13号に規定する試験を依頼しようとする者は、品質管理に係る試験依頼取扱規程<防災物品・防災薬剤関係>の別記様式第1の様式による試験依頼書に、別紙1に定める試料を添えて、協会に提出しなければならない。

（是 正）

第3条 第1条各号の試験依頼に係る協会の発行する試験結果について、公表された内容が前条第5項により予め許可された内容と違う表記をした場合、又は協会、防災物品、防災製品及び防災性能試験への信頼を著しく損ねると判断される場合にあつては、関係者は是正の責を負うものとする。

（試験結果等の通知）

第4条 協会は、防災物品に係る第1条第1号から第5号まで及び防災薬剤に係る同条第11号に規定する試験のうち、該当する試験を行った場合にあつては、その内容を品質管理に係る試験依頼取扱規程<防災物品・防災薬剤関係>の別記様式第6から別記様式第9までのいずれかに該当する様式による試験成績書により試験を依頼した者に通知するものとする。

- 2 協会は、防災製品に係る第1条第6号から第10号までに規定する試験のうち、該当する試験を行った場合にあっては、その内容を本規定の別記様式第15から別記様式第18まで及び別記様式第22のいずれかに該当する様式による防災製品の品質管理等に係る試験成績書により、試験を依頼した者に通知するものとする。
- 3 協会は、前2項に該当しないものに係る第1条第12号に規定する試験を行った場合にあっては、その内容を本規定の別記様式第19から別記様式第19-7までの品質管理等に係る試験結果表により、試験を依頼した者に通知するものとする。
- 4 協会は、二次加工に係る第1条第13号に規定する試験を行った場合にあっては、その内容を品質管理に係る試験依頼取扱規程<防災物品・防災薬剤関係>の別記様式第6の様式による試験成績書により、試験を依頼した者に通知するものとする。  
また、その試験結果が合格の場合にあっては、防災二次加工識別番号を登録し、別記様式第19の様式により、試験を依頼した者に通知するものとする。

#### (試験手数料)

第5条 第1条各号に規定する試験に係る試験手数料は、次のとおりとする。

- (1) 防災物品に係る第1条第1号から第5号まで、防災薬剤に係る第11号及び二次加工に係る第13号に規定する試験のいずれかに該当する試験にあっては、防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程(制定 昭和48年9月1日)によるものとする。
- (2) 防災製品に係る第1条第6号から第10号までに規定する試験のいずれかに該当する試験にあっては、防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程(制定 昭和48年9月1日)によるものとする。
- (3) 前2号に該当しないものに係る第1条第12号に規定する試験にあっては、前号に掲げる規程で定める性能試験等を準用することとし、その場合における試験手数料は、適用される試験項目にそれぞれ定める額とする。

#### (試験手数料及び試験試料等の返還)

第6条 協会は、第1条各号に規定する試験を依頼され、試験に着手した後に、当該試験を中止した場合は、その理由の如何を問わず着手した試験に係る試験手数料を請求することができる。また、既に納入された試験手数料、提出された試験試料及び試験体は、原則として返還しないものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 品質管理等に係る依頼試験規程(制定 平成13年1月1日)及び防災製品等の品質管理等に係る依頼試験規程(制定 昭和49年9月1日)は、廃止する。

ただし、品質管理等に係る依頼試験規程第6条の規定及びこの規程の施行前に受付けた試験については、なお従前の規程によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年9月16日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受付けた試験については、なお従前の規程によるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

別紙 1

依頼書に添付する試料

防災性能試験規程の基準を準用するもの

1	カーテン等（カーテン、暗幕、どん帳その他の舞台幕）	
	（1）水洗い洗濯及びドライクリーニングの両方を行うもの	3 m <sup>2</sup> 以上
	（2）水洗い洗濯又は、ドライクリーニングのいずれか一方を行うもの	2 m <sup>2</sup> 以上
	（3）その他のもの	1 m <sup>2</sup> 以上
2	布製ブラインド等（洗濯をおこなわないもの）	1 m <sup>2</sup> 以上
3	じゅうたん等	1.5 m <sup>2</sup> 以上
4	工事用シート	1 m <sup>2</sup> 以上
5	合板	1 m <sup>2</sup> 以上
6	防災薬剤	
	（1）試験を依頼しようとする防災薬剤で処理をした別表に掲げる試験布	1 m <sup>2</sup> 以上
7	ポリエステル製の防災二次加工識別番号の付与 申請者が防災二次加工処理した別表の呼び番号 8 号の試験布	1 m <sup>2</sup> 以上

## 別表

## 防災薬剤及び二次加工の試験依頼に係る試験布の種類

繊維の種類	呼び 番号 号	原 糸	組織	参 考					備 考
				番手又は織度		密度 本/5cm		質量 g/m <sup>2</sup>	
				たて糸	よこ糸	たて糸	よこ糸		
毛	1	そ毛糸	平織	19tex	15tex	142	136	102	モスリン
絹	2-1	生糸		2.3tex	2.3tex×2	276	192	26	平羽二重6目付相当
	2-2	生糸		2.3tex×3	2.3tex×4	264	190	60	平羽二重14目付相当
綿	3	綿糸		20tex	16tex	141	135	100	かなきん3号
レーヨン	4	レーヨンフィラメント糸 (ブライト)		13tex	13tex	175	109	75	
キュプラ	5	キュプラフィラメント糸		6.7tex	8.3tex	278	176	65	
ナイロン	6	ナイロンフィラメント糸		7.8tex	7.8tex	214	150	70	
ビニロン	7	ビニロン紡績糸	20tex	20tex	144	116	163		
ポリエステル	8	ポリエステルフィラメント糸	経編	w 84tex	c 84tex,167tex/3	w 66	c 36	107	

## 別紙2

### 依頼書に添付する試料

防災製品の性能試験規程の基準を準用するもの

#### 1 寝具類

- (1) 側地類（ふとん側地、マットレス側地、毛布カバー、枕カバー）、ふとん類（ふとん、座ぶとん、ベッドパッド、枕、マットレス）の側地、毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット）

ア 側地類（敷布及びふとんカバーを除く。）及びふとん類の側地 1 m<sup>2</sup>以上

イ 毛布類

(ア) 水洗い洗たく又はドライクリーニングの何れか一方の場合 2 m<sup>2</sup>以上

(イ) 水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の場合 3 m<sup>2</sup>以上

- (2) 敷布及びふとんカバー

縫い目の相互間隔を縦（ふとん挿入方向）29cm、横 27cm の袋状に縫製したもので、袋状の口の部分は水洗い洗濯促進法でほつれないようロックミシン掛けなどの処理を施すこと。なお、ふとんカバーで表と裏の材料あるいは組織が異なるものにあつては、製品と同様の構成とする。 9体

- (3) ふとん類（ふとん、座ぶとん、ベッドパッド、枕、マットレス）

完成品 側地の縫い目の相互間隔を縦 25cm、横 25cm とし、所定量の中わた、羽毛、プラスチック又はプラスチック発泡体を入れ、四方を閉じたもの（表側地と裏側地の材料あるいは組織が異なるものにあつては、製品と同様の構成とする。） 9体

2 木製等ブラインド 1 m<sup>2</sup>以上

3 テント類、シート類、幕類（顔料、プリント方法等によって燃焼挙動が変わる場合は、各色毎） 1 m<sup>2</sup>以上

#### 4 非常持出袋

(1) 非常持出袋（完成品） 3体（寸法の小さい場合は、追加する）

(2) 材料（最終仕上加工の生地） 1 m<sup>2</sup>以上

#### 5 防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類

- (1) 防災頭巾等（完成品）

ア 水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれか一方の場合 3体

イ 水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の場合 6体

(2) 防災頭巾等側地、防災頭巾等の側地 2 m<sup>2</sup>以上

(3) 防災頭巾等詰物類、防災頭巾等の詰物類	
ア 中わた	150g以上
イ プラスチック発泡体(15cm×10cm×2cm)	3体
6 衣服類	
(1) 衣服類(完成品)	
ア 水洗い洗濯又はドライクリーニングの何れか一方の場合	1着以上
イ 水洗い洗濯及びドライクリーニングの両方の場合	2着以上
(2) 材料(最終仕上加工の生地)	1. 5㎡以上
7 布張家具等、布張家具等側地、布張家具等完成品側地	
(1) 布張家具等(完成品)(30cm×30cm×7.5cm)	3組
(2) 布張家具等側地、布張家具等の側地、布張家具等に用いるカバー	1㎡以上
	(表裏、経糸方向を明示したもの)
(3) 布張家具等完成品側地	5㎡以上(幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの)
8 自動車・オートバイ等のボディカバー	1㎡以上
9 ローパーティションパネル(完成品)(天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの)	
(1) 表面ABが同一の場合	3体
(2) 表面ABが異なる場合	6体
10 襖紙・障子紙等	1㎡以上
11 展示用パネル(完成品)(天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの)	
(1) 表面ABが同一の場合	3体
(2) 表面ABが異なる場合	6体
12 祭壇(完成品)(天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの)	
(1) 表面ABが同一の場合	3体
(2) 表面ABが異なる場合	6体
13 祭壇用白布	1㎡以上
14 マット類	1. 5㎡以上



- 1 5 防護用ネット (引き揃えた状態で) 1 m<sup>2</sup>以上
- 1 6 防火服及び防火服表地 (B-II N型を除く)
- (1) 防火服のすべての試験の場合
- 各層 4. 5 m<sup>2</sup>以上  
(幅なりで、かつ外層からの順番、表裏、経糸方向を明示したもの)
- 縫い糸 (長さ15 cm以上) 1 g以上
- 再帰性反射材 30 cm以上
- リストレット ①丸編みのもの 30 cm以上  
②縦22 cm以上、横18 cm以上 3体  
縦18 cm以上、横22 cm以上 3体  
(ただし、寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製したもの)
- 內衣 (ズボンを內衣一体型の場合) 4. 5 m<sup>2</sup>以上  
(幅なりで、表裏、経糸方向を明示したもの)
- (2) 防火服の各試験の場合 (B-II N型を除く)  
(防火服を構成する各層を 組み合わせたものとして)
- 洗たく収縮率 (試料の洗濯時に測定する) 各層1. 5 m<sup>2</sup>程度 (幅なり)  
(表裏、経糸方向を明示したもの)
- 防炎性 22 cm × 18 cm × 6組 (縦・横2方向を各3組)  
ただし、裏面が暴露する場合は12組 (縦・横2方向を各6組)
- リストレット 縦22 cm以上、横18 cm以上 3体  
縦18 cm以上、横22 cm以上 3体  
(ただし、寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製したもの)
- 熱伝達性 (火炎曝露) 14 cm × 14 cm × 3組  
內衣 (ズボンを內衣一体型の場合) 14 cm × 14 cm × 1体
- 熱伝達性 (放射熱曝露) 縦23 cm × 横7 cm × 3組  
內衣 (ズボンを內衣一体型の場合) 縦23 cm × 横7 cm × 1体
- 耐水性 (測定対象層の素材) 15 cm × 15 cm × 5体
- 耐熱性 37. 5 cm × 37. 5 cm × 1組  
(縫い糸 長さ15 cm以上) 1 g以上、(再帰性反射材) 30 cm以上  
及び (リストレット) 30 cm以上
- 液体化学薬品浸透性 36 cm × 23. 5 cm × 24組  
(縦・横2方向 × 4薬品用を各3枚)  
內衣 (ズボンを內衣一体型の場合) 100 cm × 100 cm × 4体
- (3) 防火服表地及び防火服の表地のすべての試験の場合 (B-II N型を除く) 3 m<sup>2</sup>以上  
(幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの)

(4) 防火服表地及び防火服の表地の各試験の場合 (B-II N型を除く)

洗たく収縮率 (試料の洗たく時に測定する)	1. 5 m <sup>2</sup> 程度 (幅なり) (表裏、経糸方向を明示したもの)
防炎性	22 cm × 18 cm × 6体 (縦・横2方向を各3体)
引張強さ (放射熱暴露前又は後)	5. 5 cm × 30 cm × 10体 (縦・横2方向を各5体)
引裂強さ	10 cm × 25 cm × 10体 (縦・横2方向を各5体)
表面湿潤性	17 cm × 17 cm × 3体
帯電性	25 cm × 35 cm × 6体 (縦・横2方向を各3体)

1.7 防火服及び防火服表地 (B-II N型)

(1) 防火服のすべての試験の場合

各層 (防水層除く)	幅1.5 mの場合で長さ6 m
防水層	幅1 mの場合で長さ8 m (外層から順番、表裏、経糸方向を明示したもの)
防水層の接合部 (申請者が作成)	防水層を垂直方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、縫合部を実際の目張りテープでシールした、縦20 cm×横20 cmの試験片をを5体。
襟裏生地	幅1 mの場合で長さ1.3 m
縫い糸	長さ230 cm以上
リストレット	
ア 丸編みのもの	130 cm以上
イ 縦22 cm以上、横18 cm以上	3体
縦18 cm以上、横22 cm以上	3体
	(ただし、寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製したもの)
ファスナー・ボタン	ファスナー: 2体 ボタン: 全種各2体
膝補強部	各層 30 cm × 30 cm × 1組 (外層から順番、表裏を明示したもの)
肩補強部	各層 30 cm × 30 cm × 1組 (外層から順番、表裏を明示したもの)
內衣 (ズボンを內衣一体型の場合)	幅1.5 mの場合で長さ3.7 m

(2) 防火服の各試験の場合

(防火服を構成する各層を 組み合わせたものとして)

洗たく収縮性	各層 60 cm × 60 cm × 1組 (表裏、経糸方向を明示したもの) リストレット 幅なり×60 cm × 1体
耐炎性	各層 80 cm × 80 cm × 2組 (外層から順番、表裏、経糸方向を明示したもの) リストレット 縦22 cm以上、横18 cm以上 3体 縦18 cm以上、横22 cm以上 3体 (ただし、寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製したもの)
熱伝達性 (火炎曝露)	各層 40 cm × 40 cm × 1組 內衣 (內衣一体型の場合) 同上、1体
熱伝達性 (放射熱曝露)	各層 40 cm × 40 cm × 1組 內衣 (內衣一体型の場合) 同上、1体
耐熱性	各層 50 cm × 50 cm × 2組 襟裏生地 50 cm × 50 cm × 2体 リストレット (幅なり) × 長さ50 cm以上 ファスナー 2体 ボタン 全種 各2体 縫い糸 230 cm以上
液体化学薬品浸透性	各層 100 cm × 100 cm × 4組 (外層から順番、表裏、経糸方向を明示したもの) 內衣 (內衣一体型の場合) 同上、4体
耐水性	(防水層) 20 cm × 20 cm × 5体 (防水層の接合部) 20 cm × 20 cm × 5組 防水層を垂直方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、縫合部を実際の日張りテープでシールしたもの。(申請者が作成)
耐吸水性	襟裏生地 45 cm × 45 cm × 2体
圧縮時熱伝導性	膝補強部(下衣) 補強各層30 cm×30 cm×1組 肩補強部(上衣) 補強各層30 cm×30 cm×1組 (外層から順番、表裏を明示したもの)
全熱損失	各層 30 cm × 30 cm × 6組

(3) 防火服表地及び防火服の表地の全ての試験の場合 (B-II N型)

表地	幅1.5 mの場合で長さ4 m (外側面 (表) 表裏、経糸方向を明示したもの)
表地の縫い目 (申請者が作成)	縫い目の種類1種類につき、表地を水平方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、

縦40cm × 横70cmの試料を1体。

(縫い目の長さ70cm)

(4) 防火服表地及び防火服の表地の各試験の場合 (B-II N型)

(表裏、経糸方向を明示したもの)

洗たく収縮率 60cm × 60cm × 1体

耐炎性 80cm × 80cm × 2体

引張強さ (放射熱暴露前) 40cm × 40cm × 2体

引張強さ (放射熱暴露後) 40cm × 40cm × 2体

引裂強さ 60cm × 60cm × 2体

縫い目強度 (申請者が作成) 縫い目の種類1種類につき、表地を水平方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、

縦40cm × 横70cmの試料を1体。

(縫い目の長さ70cm)

撥水性 20cm × 20cm × 3体

耐吸水性 (洗たく前後で測定) 45cm × 45cm × 2体

帯電性 100cm × 100cm × 1体

(5) 防火服と防火服表地の同時試験の場合 (B-II N型)

表地 幅1.5mの場合で長さ9m

表地・防水層以外 幅1.5mの場合で長さ6m

防水層 幅1mの場合で長さ8m

(外層から順番、表裏、経糸方向を明示したもの)

防水層の接合部 (申請者が作成) 防水層を垂直方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、縫合部を実際の目張りテープでシールした、縦20cm×横20cmの試験片を5体。

表地の縫い目強度 (申請者が作成) 縫い目の種類1種類につき、表地を水平方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、

縦40cm × 横70cmの試料を1体。

(縫い目の長さ70cm)

襟裏生地 幅1mの場合で長さ1.3m

縫い糸 長さ230cm以上

リストレット

ア 丸編みのもの 130cm以上

イ 縦22cm以上、横18cm以上 3体

縦18cm以上、横22cm以上 3体

(ただし、寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製したもの)

ファスナー・ボタン ファスナー: 2体

ボタン: 全種各2体

膝補強部（下衣の場合）各層 30 cm × 30 cm × 1組  
（外層から順番、表裏を明示したもの）

肩補強部（上衣の場合）各層 30 cm × 30 cm × 1組  
（外層から順番、表裏を明示したもの）

內衣（ズボンを內衣一体型の場合）幅 1.5 m の場合で長さ 3.7 m

（6）防火服用高視認性素材のすべての試験の場合

幅なりで、長さ 5 m 以上

（幅 2.5 cm の再帰反射部と 5 cm の蛍光部を有する高視認性素材の場合）

耐炎性試験用（申請者が作成）

ア 再帰性反射材と蛍光材料の組合せ

縦 150 cm × 横 30 cm の表地材料中央に、幅なりの高視認性素材を垂直方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体、及び  
縦 30 cm × 横 150 cm の表地材料下部に、幅なりの高視認性素材を水平方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体。

（高視認性素材下端と表地下端の間隔は約 4 cm とする。）

イ 複合機能材料

縦 80 cm × 横 30 cm の表地材料中央に、幅なりの高視認性素材を垂直方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体、及び  
縦 30 cm × 横 80 cm の表地材料下部に、幅なりの高視認性素材を水平方向に、実際の縫製方法で固定した試料を 1 体。

（高視認性素材下端と表地下端の間隔は約 4 cm とする。）

（7）防火服用高視認性素材の各試験の場合

耐炎性	17（6）アまたはイの試料とする。
耐熱性	幅なりで、長さ 75 cm 以上
再帰反射性能	幅なりで、長さ 50 cm 以上
摩耗試験〔耐久試験〕	幅なりで、長さ 65 cm 以上
屈曲試験〔耐久試験〕	幅なりで、長さ 65 cm 以上
低温曲げ試験〔耐久試験〕	幅なりで、長さ 30 cm 以上
温度変化耐性試験〔耐久試験〕	幅なりで、長さ 30 cm 以上
降雨耐性試験〔耐久試験〕	幅なりで、長さ 30 cm 以上
水洗い洗たく〔経年変化〕	幅なりで、長さ 75 cm 以上
ドライクリーニング〔経年変化〕	幅なりで、長さ 75 cm 以上

1.8 活動服

（1）活動服のすべての試験の場合 3 m<sup>2</sup> 以上（幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの）

（2）活動服の各試験の場合

水洗い洗たく処理後以下の各試験を行う	1. 5 m <sup>2</sup> 程度 (幅なり、表裏、経糸方向を明示したもの)
防炎性	8. 9 cm × 25. 4 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)
限界酸素指数	16 cm × 7 cm × 3 枚 (縦2体、横1体)
耐熱性	37. 5 cm × 37. 5 cm × 1 体
引張強さ	5. 5 cm × 30 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)
引裂強さ	10 cm × 25 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)
帯電性	25 cm × 35 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)

1.9 災害用間仕切り等 (天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの)

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 表面A Bが同一の場合 | 3 体 |
| (2) 表面A Bが異なる場合 | 6 体 |

2.0 作業服

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 作業服のすべての試験の場合 | 3 m <sup>2</sup> 以上 (幅なりで、かつ表裏、経糸方向を明示したもの) |
|-------------------|---|

(2) 作業服の各試験の場合

水洗い洗たく処理後以下の各試験を行う	1. 5 m <sup>2</sup> 程度 (幅なり、表裏、経糸方向を明示したもの)
防炎性	22 cm × 18 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)
耐熱性	37. 5 cm × 37. 5 cm × 1 体
引張強さ(ニット地を除く。)	5. 5 cm × 30 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)
引裂強さ(ニット地を除く。)	10 cm × 25 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)
破裂強さ(ニット地に限る。)	15 cm × 15 cm × 5 体
帯電性	25 cm × 35 cm × 6 枚 (縦・横2方向を各3体)